療養費支給申請書(年月分) (はり・きゅう用)

	○被保険者証記号番号		○発病又は負傷な	平月日		○傷病名				
被保険	記号番号		年	月	日					
	療養を (フリガナ)			続柄 〇	発症又は負	傷の原因及び	その経過			
者	受けた者		男		○₩₹₩ N # = ₩ ~ + # ~ + ##					
欄	の氏名 昭・平・令 年 月 日				○業務上・外、第三者行為の有無 1.業務上 2.第三者行為である 3.その他					
	<u> </u>			期間	1.201		と日数	請求区分		
	年 月	日自・年		<u>グジェーニー</u> ~至・	————— 年	月日	日新規			
		2.リウマチ	3.頸腕症		4.五十		転	帰		
	5.腰痛症	症 7.その他)	継続・治療	・中止・転医			
	初検料							摘 要		
	1はり 2きゅう	併用			円					
施	はり		円×	□ =	=	円				
術	 			円×	□ =	=	円			
内	25			円×	回=	=	円			
容	料電療料		円×		=	円				
欄	1 電気針 2 電気温道		泉器具							
	往療料	4 kmまで		円×	<u> </u>	. —				
	往療料	4 km超		円×	<u> </u>		円			
	施術報告書交付料(前回		月分)	円×	□ =	=	円			
	費用額計 施術日									
	通院〇									
1/	往療◎ 月				A 1)	a 11 /h= 1	u a diament			
施	上記のとおり施術を行			保健	所登録区分	1.施術所所在	地 2.出張馬	門施術者住所地		
術	年 2 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	月	日はい何	住	一 所					
証明	免許登録番号 ————————————————————————————————————		は り師	氏	Þ					
欄	免許登録番号 —————		きゅう師 	重	名話					
TIMI	上記の療養に要した費	豊田に関して 落	養豊の支給を由 慧		前					
申	エ	月	日 日		所 〒					
· 請		, ,	申請者							
欄	四電工健康保険組	1合理事長 殿	(被保険	当) 氏	名					
				電	話					
	※ 任意継続・臨時社員の方は下記に振込先を記入してください。それ以外の方は給与第一口座に振り込まれるため記入不要です。									
	※マイナポータル等で事前登録した公金受取口座を利用される方は、公金受取口座にチェックを入れて下さい									
振	金融機関名				本支店名					
込		1			口広々美					
先	預金種別	口座番号			口座名義 カタカナ)					
	□ 公金受取口座(口座情報の反映には登録から数日を要します。)									
同意医師の氏名 住 所 同意年月日 傷 病 名							要加療期間			
意記		,	·	年	月 日	1-22		2		

- 1. 必ず、施術に対する領収書を添付してください。
- 2. 療養費は、同一疾病にかかる療養の給付〔診察・検査及び療養費同意書交付を除く〕との併用は認められません。
- 3. 患者がはり、きゅうの施術を受け、その施術について、療養費の支給を受けるためには、あらかじめ保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 4. 保険医から同意書の交付を受け、はり、きゅうの施術を受けている患者が、6ヶ月を超えて引き続きはり、きゅうを受けようとする場合、再度、保険医が同意書の交付を受ける必要があります。 四電工健保2023.12改

		同源	意書	(はり及びきゅう療養費用)						
	住 所(住民票)	, 4 7	<u> → </u>	X.5. 7 //X						
患者	氏 名									
	生年月日	昭	・平・令	年	月	Н				
	1. 神経痛									
	2. リウマチ									
	3. 頸腕症候群									
	4. 五十肩									
病名	5. 腰痛症									
),,1 , ¹	┃ 6.頸椎捻挫後遺症	:								
	7. その他())					
	,	キフォのに○	なつけて下さい	,						
	※ 1~6は、当てはまるものに○をつけて下さい。									
	7 は、慢性的な疼痛を主訴とする疾病で鍼灸の施術に同意する病名を記載ください。									
光州平月 日	年	月	日							
同意区分		初回の同意	・再同意	(○をつけ	てください)					
診察日	年	月	日							
注意事項	施術に当たって注意する									
上記の者については、頭書の疾病により鍼灸の施術に同意する。										
	<i>f</i> r	П								
保険医療機関	年 月 [名	日								
所在地										
保険医氏名										

※ 保険医が、当該疾病について診察の上で同意する必要があります。(裏面参照) 保険医氏名は、診察した医師の氏名を記載してください。

同意書の交付について

○同意書交付の留意点

- 1 患者がはり、きゅうの施術を受け、その施術について、療養費の支給を受けるためには、 あらかじめ保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 2 はり、きゅうの療養費の支給対象となる疾病は、慢性病(慢性的な疼痛を主訴とする疾病)であって保険医による適当な治療手段のないものです。具体的には、
- ア 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症について、保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、保険者は保険医による適当な治療手段のないものとし療養費の支給対象として差し支えないものとされています。

(「病名」欄1~6)

- イ ア以外の疾病による同意書が提出された場合は、記載内容等から保険医による 適当な治療手段のないものであるか支給要件を保険者が個別に判断し、支給の適否が決定 されます。(「病名」欄7)
- ウ ア及びイの疾病については、慢性期に至らないものであっても差し支えないものとされています。
- 3 同意する疾病について、処置や投薬等の治療(ただし、同意書の交付に必要な診察・ 検査及び療養費同意書交付は除く。)を行う場合には、治療が優先されるため、患者は はり、きゅうの療養費の支給を受けることができません。
- 4 来院した患者から同意書の発行の依頼があった場合、患者を診察し、患者に同意書を 交付するようお願いします。
 - ※ これにより同意書の交付を行う場合、同意した保険医は、はり、きゅうの施術結果に対して責任を負うものではありません。また、無診察同意を禁じた保険医療機関及び保険医療養担当規則第17条の「保険医は、(中略)同意を与えてはならない。」に違反するものではありません。なお、同意書の交付は、初診であっても治療の先行(一定期間の治療の有無)が要件ではありません。
- 5 はり、きゅうの施術に当たって注意すべき事項や要加療期間等がある場合には、「注意事項等」欄に記載するようお願いします。

○再同意(貴院において「初回の同意」の場合を含む。)の留意点

- 6 保険医から同意書の交付を受け、はり、きゅうの施術を受けている患者が、6ヶ月を超えて引き続きはり、きゅうを受けようとする場合、再度、保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 7 上記6の再同意に当たり、患者がはり師、きゅう師の作成した施術報告書を持参している場合(又ははり師、きゅう師が患者に代わり施術報告書を事前に貴院に送付している場合)は、施術報告書の内容をご確認願います。
- 8 上記7の再同意に当たっても、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いします。
- ※ この同意書は、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」(平成16年10月1日付保医発第1001002号)に基づくものです。

療養費の支給決定は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律により保険者(後期高齢者医療広域連合を含む。)が行うとされておりますが、療養費の支給は療養の給付の補完的役割を果たすものであり、保険者ごとにその取扱いに差異が生じないよう、取扱い指針としての支給基準等を厚生労働省が通知等により定めております。